

「令和8年度北九州市犯罪被害者に寄り添うまちづくり市民大会（仮称）」企画運営業務 事業者選定審査評価基準表

審査方法について

- 審査は、評価基準表の評価項目及び配点に従い、応募事業者の提案内容を評価し、得点の高い順に、契約交渉権に係る優先順位を決定する。
- 集計結果をもとに、参加業者の順位を決め、最優秀提案者を決定する。同点の場合、下記「プロポーザル審査表（評価基準）」における大項目1．企画提案内容の合計点数が高い者を選定する。
- 提案者が1者の場合、各委員の評価点の合計点数が240点（6割）を超えていることを選定の基準とする。

大項目	中項目	評価内容	小計
大項目1 企画提案 内容 50点	1-1 集客戦略の企画力	・ターゲット層の明確化 ・集客手法の具体性 ・実現可能性の高さ	30点
	1-2 啓発効果の企画力	・犯罪被害者支援の認知度向上への貢献度 ・メッセージの訴求力 ・参加者への影響度	10点
	1-3 創意工夫・オリジナリティ	・既存イベントにはないユニークさ ・工夫の程度 ・新規性	10点
大項目2 実施体制・ 人員配置 20点	2-1 体制整備の適切性	・組織体制の明確さ ・責任体制の構築 ・管理体制の充実度	10点
	2-2 スタッフの適性・経験	・担当責任者の経歴・スキル ・関連業務経験 ・専門知識の有無	5点
	2-3 リスク管理・安全対策	・危機管理体制 ・緊急時対応 ・安全確保の具体策	5点
大項目3 実施スケジュール・ 予算計画 20点	3-1 スケジュール計画の妥当性	・準備期間の十分性 ・各段階の進捗管理 ・納期遵守の可能性	10点
	3-2 予算計画の妥当性	・費用内訳の明確性 ・予算配分の合理性 ・経費削減の工夫	10点
大項目4 実績・ 信頼性 10点	4-1 過去の実績	・同種事業の実施実績 ・実績数の充実度	5点
	4-2 信頼性・継続性	・経営の安定性 ・継続実施の可能性	5点
合計			100点

【注記】

・各項目の評価は5段階で評価

例) 小計30点の場合は、30・24・18・12・6 小計10点の場合は、10・8・6・4・2

小計5点の場合は、5・4・3・2・1